

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 PFI 事業 実施方針

木津川市（以下、「市」という。）は、木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 PFI 事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、民間の技術やノウハウを活用することを目的とし、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下、「PFI（Private Finance Initiative）法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）の選定を行うにあたって、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）を定めたので、同条第 3 項に基づき、「木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 PFI 事業 実施方針」を公表する。

平成 29 年 10 月 30 日

木津川市長 河井 規子

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 PFI 事業

実施方針

平成 29 年 10 月

木津川市

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定に関する事項	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者選定に関する基本的な考え方	5
2 選定の手順及びスケジュール（予定）	5
3 事業者の募集及び選定手続等	5
4 応募事業者の構成等	8
5 応募事業者の備えるべき参加資格要件	9
6 事業提案の審査に関する事項	13
7 提案審査書類の取扱	14
8 SPC の設立等	14
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項	15
1 リスクの方法	15
2 業務品質の確保	15
第4 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
1 疑義対応	17
2 紛争処理機関	17
第5 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	18
1 本事業の継続に関する基本的な考え方	18
2 継続が困難となった場合の措置	18
3 融資機関又は融資団と市との協議	19
第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
1 法制上及び税制上の措置	20
2 財政上及び金融上の支援	20
第7 その他	21
1 情報公開及び情報提供	21
2 応募に伴う費用負担	21
3 実施方針等に関する問い合わせ先	21

- 添付資料1 本事業の対象校一覧
- 添付資料2 リスク分担表 (案)
- 添付資料3 参考図書の貸与について
- 添付資料4 現地見学会の実施要領及び留意事項

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 PFI 事業

(2) 公共施設等の管理者

木津川市長 河井 規子

(3) 事業目的

本事業は、小中学校及び幼稚園における空調設備を設置することにより、園児や児童・生徒及び教職員に望ましい学習・生活環境及び就労環境を提供することを目的とする。市は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空気調和設備（以下「空調設備」という。）を、市内の幼稚園3校、小学校13校、中学校5校（以下「対象校」という。）の普通教室及び特別教室、管理諸室458教室程度（以下「対象室」という。）（予定）に新たに設置又は設置後概ね15年が経過した既存の空調設備を新規設備に更新する。

事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで、学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運営で財政負担の縮減を図ることを目的とする。

なお、本事業の対象校及び所在地は、添付資料1「本事業の対象校一覧」を参照のこと。

(4) 対象となる事業の概要

ア 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する者として選定された事業者（以下「事業者」という。）が、自らの資金で空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の市に対する所有権の移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等からなる事業を行う、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成30年6月を予定）から、平成44年3月末までの約14年間とする。

ウ 事業スケジュール (予定)

契約締結日	平成 30 年 6 月
設計及び施工期間	平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月末
準備期間	平成 31 年 4 月～5 月
維持管理期間	平成 31 年 6 月～平成 44 年 3 月末
事業終了	平成 44 年 3 月末

エ 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

(ア) 設計業務

- a 新規設備の設計のための事前調査業務
- b 新規設備の施工に係る設計業務
- c その他、付随する業務

(イ) 施工業務

- a 施工のための事前調査業務
- b 施工業務（新規設備等の導入に伴う一切の工事）
- c その他、付随する業務

(ウ) 工事監理業務

- a 施工に係る工事監理業務
- b その他、付随する業務

(エ) 所有権移転業務

- a 施工完了後の市への所有権移転業務

(オ) 維持管理業務

- a 新規設備の維持管理のための事前調査業務
- b 新規設備の性能の維持に必要となる一切の業務
- c 新規設備に係る緊急時対応業務
- d 新規設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- e 新規設備の運用に係る助言・支援業務
- f 新規設備及び既設設備の 3 年毎の定期点検業務
- g その他、付随する業務

(カ) 移設等業務

事業契約期間中に対象校の統廃合、移転、改修工事、設備工事等により新規設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の新規設備の移設等業務

なお、エネルギー供給業務は、事業者の業務範囲外とする。

オ エネルギーの種別

新規設備の運転に必要なエネルギーの種別については、事業者において電気、都市ガス及び液化石油ガスのいずれかから設定することとする。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し提案することとする。また、エネルギーは組み合わせて提案できることとする。

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。なお、支払方法の詳細は、募集要項等において提示する。

(ア) 設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る対価

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」といい、事業者が金融機関等からの借入等を行う場合の金利分もこの対価に含む。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり事業者に支払う。

また、設計・施工等のサービス対価の一部については、事業契約書においてあらかじめ定める額を、所有権移転後に一括して支払う。

(イ) 維持管理等に係る対価

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、維持管理等に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり事業者に支払う。

なお、以下の費用は市が負担するものとする。

- ・ 新規設備等の運転に必要なエネルギー費用
- ・ 上記エ（カ）に示す新規設備等の移設等に係る費用

(5) 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき関係法令・基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

(6) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める新規設備の性能（以下「性能基準」という。）を満たす状態とする。

なお、事業期間終了時の新規設備の性能は、市が示す要求水準を満たし、かつ事業者が提案した事業終了時の性能基準に基づくこととし、その旨を事業契約に規定する。

(7) 実施方針等の変更

実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表後における質問、意見等を踏まえ、特定事業選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容をホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の選定

市は、PFI 法等に基づき、本事業を実施することにより、市自らが従来方式により実施した場合と比較して、効率的かつ効果的に本事業の実施ができると判断した場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容と合わせて、ホームページ等に掲載し、公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者には設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理、移設等及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期間にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、市が支払うサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定にあたっては、次の手順で行うことを予定している。

日 程（予定）	内 容
平成 29 年 10 月 30 日	実施方針等の公表
11 月 6 日	参考図書との貸与申込期限
11 月 9 日	現地見学会（対象校全校）の参加申込期限
11 月 11 日～17 日	現地見学会（対象校全校）の開催
11 月 22 日	実施方針等に関する質問及び意見の受付期限
12 月 8 日	実施方針等に関する質問及び回答の公表
12 月下旬	特定事業の選定及び公表
12 月下旬	募集要項等の公表
平成 30 年 1 月上旬	募集要項等に関する質問の受付
1 月中旬	募集要項等に関する質問回答の公表
2 月上旬～中旬	参加表明書及び資格確認書類の受付
3 月上旬	提案書の受付
3 月下旬	事業提案審査
4 月上旬	事業者決定
4 月下旬	基本協定の締結
5 月上旬	仮契約の締結
6 月下旬	事業契約の締結（市議会の議決）

3 事業者の募集及び選定手続等

(1) 参考図書の貸与

市は、実施方針等の参考図書として以下の書類を本事業に応募しようとする事業者のうち

希望者に貸与する。貸与手続の方法や日程等の詳細については、添付資料 3「参考図書の貸与について」に記載している内容に従って手続等を行い、貸与を受けること。

市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、市は保証するものではない。

○ 貸与する参考図書

- a 学校施設台帳（全対象校分）
- b 対象教室図示図面（全対象校分）
- c 既設空調機器リスト（全対象校分）
- d 単線結線図（全対象校分）
- e エネルギー設備現況一覧（ガス利用状況、受変電容量、契約電力 等）
- f 過去のエネルギー消費量一覧（平成 28 年度実績値）

(2) 現地見学会の開催

本事業の全対象校を対象とした現地見学会を実施する。現地見学会の開催要領の概要は次のとおりであり、参加申込の手続及び留意事項等の詳細は、添付資料 4「現地見学会の実施要領及び留意事項」に記載する。

ア 実施期間

次の期間で開催する。各対象校での開催日時の詳細は、添付資料 4 を参照すること。

開催期間 平成 29 年 11 月 11 日（土） から 平成 29 年 11 月 17 日（金）

イ 参加申込方法

現地見学会への参加を希望する事業者は、様式 1「現地見学会参加申込書」を木津川市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、平成 29 年 11 月 9 日（木）17 時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込すること。なお、メール件名には「現地見学会に関する申込（会社名）」と明記し、送信後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

参加申込書のファイル形式は Microsoft Excel® とする。

申込は第 7. 3 に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」に行うこと。

(3) 実施方針等に関する質問及び意見の受付並びに回答の公表

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領により受け付ける。受け付けた質問は、市の回答とともに公表し、意見については、本事業の実施に向けて活用を図る。

ア 受付期間

平成 29 年 11 月 13 日（月） から 平成 29 年 11 月 22 日（水）17 時まで

イ 提出方法

様式2「実施方針等に関する意見・質問書」を木津川市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

質問書・意見書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

提出は第7.3に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」に行うこと。

ウ 質問及び回答の公表方法

実施方針等に関する質問への回答は、木津川市ホームページに公表する。

(4) 募集要項等の公表

特定事業として本事業を選定後、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、様式集、その他必要な書類（以下「募集要項等」という。）を木津川市ホームページに掲載し、公表する。

(5) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等の記載内容についての質問を受け付ける。また、受け付けた質問は、市の回答とともに公表する。

なお、具体的な日程、申込方法等は、募集要項において提示する。

(6) 参加表明書及び参加資格確認書類の受付

本事業に応募する事業者は、提案に先立ち、参加表明書及び参加資格確認書類を提出することとする。

なお、本事業は平成30年度に事業契約を締結するため、平成30年度入札参加資格が必要である。平成30年度入札参加資格申請の受付は、平成30年2月に実施するため留意すること。

参加表明書及び参加資格確認書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

(7) 参加資格確認

募集要項等に基づき参加資格の審査を行う。確認の結果については、各応募グループの代表企業に対して通知する。

(8) 提案書の受付

募集要項等に基づき、参加資格審査通過者から提案書を受け付ける。

なお、提案書の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示する。

(9) 優先交渉権者決定後の手続

ア 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案書に基づき、基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。

イ 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づき仮契約を締結し、市議会の議決を得ることにより事業契約の締結とする。

4 応募事業者の構成等

(1) 応募事業者の構成と定義

ア 代表企業・構成企業・協力企業

応募事業者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、応募事業者は、あらかじめ応募事業者のうち施工業務を行う企業から代表企業を定め、その代表企業が応募手続を行うこととする。なお、構成企業から直接業務の一部を受託または請け負う者を協力企業とする。

応募グループは、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業により構成されるものとする。なお、進捗管理や他の構成企業との連絡調整などの業務を行う企業が構成企業となることを妨げない。

イ SPC の設立

優先交渉権者となった応募グループは、本事業を遂行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しても構わない。ただし、SPC を設立する場合は、次の要件をすべて満たすこと。

(ア) 優先交渉権者となった応募グループの構成企業のうち施工業務を行う企業は、必ず SPC に出資すること。

(イ) 代表企業は、SPC の出資者のうち最大の出資を行うこと。

(ウ) 構成企業以外の者が出資することも可能だが、構成企業以外の者の出資は、SPC の議決権株式の 50%未満でなければならない（構成企業が、事業期間中、SPC の議決権株式の過半数を保有していなければならない）。

(エ) 出資者は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはいけない。

(オ) SPC から直接業務を受託することができるのは、構成企業または SPC に出資した者のみとする。

(2) 構成企業の明示

本事業に応募する場合には、あらかじめ応募グループの代表企業を定め、その代表企業が応募手続等を行うこと。また、資格審査確認書類等の提出時には、応募グループの構成企業について明らかにすること。

(3) 複数業務の実施

応募グループの構成企業は、第 1.1 (4) エに示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の事業対象個所（学校単位とする。）における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募グループの構成企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約締結後、選定されなかった応募グループの協力企業が、事業予定者の構成企業又は協力企業から業務を受託することは可能とする。

(5) 応募事業者の変更及び追加

本事業への応募の意思を表明した応募事業者の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

5 応募事業者の備えるべき参加資格要件

応募グループの構成企業は、以下で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない構成企業を含む応募事業者の参加は認めない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から応募がなかったものとみなす。

(1) 応募事業者の共通参加資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (ウ) 参加資格確認申請書の提出期限の最終日から開札日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (エ) 木津川市暴力団排除条例（平成 24 年木津川市条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (オ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (カ) 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - a 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
（所在地：東京都港区虎ノ門五丁目 11 番 2 号）
 - b 株式会社東畑建築事務所
（所在地：大阪市中央区高麗橋二丁目 6 番 10 号）
 - c 弁護士法人 御堂筋法律事務所
（所在地：大阪市中央区南船場四丁目 3 番 11 号）

(2) 業務を遂行する応募事業者の参加資格要件

ア 「設計業務」を行う者

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- (イ) 常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 25 年法第 202 号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (ウ) 木津川市における平成 29・30 年度又は平成 30 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を提出し受理された者であること。
- (エ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、空調設備の施工の事業者としての設計実績（平成 19 年度以降に設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象と

する。)を有していること。

イ 「施工業務」及び「移設等業務」を行う者の要件

(ア) 構成企業のうち必ず1社以上は、建設業法(昭和24年法第100号)第3条第1項の規定による「管工事」又は「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 管工事又は電気工事に係る木津川市における平成30・31年度建設工事入札参加資格申請書を提出し受理された者であること。

(ウ) 構成企業のうち必ず1社以上は、空調設備の施工の事業者としての施工実績(平成19年度以降に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。)を有していること。

ウ 「工事監理業務」を行う者の要件

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。

(イ) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。

(ウ) 木津川市における平成29・30年度又は平成30年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格申請書を提出し受理された者であること。

(エ) 構成企業のうち必ず1社以上は、空調設備の施工の事業者としての設計実績(平成19年度以降に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。)を有していること。

エ 「維持管理業務」を行う者の要件

(ア) 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

(イ) 木津川市における平成29・30年度又は平成30年度物品・役務の供給等入札参加資格申請書を提出し受理された者であること。

(ウ) 構成企業のうち必ず1社以上は、連続して1年以上の空調に関する維持管理実績(平成19年度以降に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。)を有していること。

(3) 業務の再委託又は下請けの要件

本事業の実施にあたり、所有権移転業務を除く各業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができるものとする。なお、施工業務及び移設等業務に関しては、建設業法(昭和24年法律第100号)第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

(4) 市内企業の事業参画要件

構成企業及び協力企業には、できるだけ市内に本店、支店、又は営業所を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理期間が満了するまでの間、必要な資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

(5) 参加資格の喪失

応募事業者が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募事業者の参加資格を取り消す。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とする。

ア 参加資格確認基準日から提案書等提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

参加資格確認基準日から提案書等提出日の前日までの間に、応募グループの構成企業及び協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業又は協力企業として加えた上で、応募グループの再編成を市に申請し、提案書等の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存企業のみで応募グループの再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める応募事業者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこととする。ただし、応募事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募グループの参加資格を取り消す。

イ 提案書提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記アと同様とする（なお、「提案書等の提出日までに市が認めた場合」は、「優先交渉権者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募グループの参加資格を取り消す。

ウ 優先交渉権者決定日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

優先交渉権者決定日から事業契約締結日までの間に、応募グループの構成企業及び協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合には、市は仮契約を締結しない、又は仮契約の解除を行うことがある、これにより、仮契約を締結しない又は解除しても、市は一切の責を負わない。ただし、応募グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、参加資格要件を各構成企業（ただし、代表企業を除く）又は協力企業の変化ができるものとし、市は変更後の応募グループと仮契約を締結できるものとする。

6 事業提案の審査に関する事項

(1) 選定委員会の設置及び基本的な考え方

事業提案の審査は、透明性・構成性及び競争性を確保するため、学識経験者等により構成する木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 PFI 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 審査の内容

選定委員会においては、提案価格（本事業に係る費用）とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行うものとする。

市は、選定委員会の評価結果を答申として受け、最も優れた提案を行った最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

(3) 審査の手順

審査は、第一次審査（資格審査）と第二次審査（提案審査）の二段階に分けて実施する。なお、提案審査の際に、各応募グループのプレゼンテーション及びヒアリングを行うことを予定している。

ア 第一次審査（資格審査）

応募グループの各構成企業が基本的な参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

イ 第二次審査（提案審査）

提案審査は、参加資格審査を通過した者から提出された提案書等について、事業者選定基準に従い、市が提案価格の確認及び基礎審査を行う。その後、基礎審査を通過した応募グループからの提案内容について、提案審査として下記の定性評価及び定量評価を行い、その加算によって最終的な最優秀提案者を決定する。

(ア) 定性評価（性能評価）

各応募グループが提出した提案書等について、事業方針、実施体制、各業務に係る事業計画等を事業者選定基準に基づき評価する。

(イ) 定量評価（価格評価）

提案価格を評価する。なお、評価方法は募集要項等で示す。

(4) 優先交渉権者の決定・公表

応募グループから提出された提案書等を選定委員会が審査し、最優秀提案者を決定する。その結果を踏まえて、市が優先交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者決定後、速やかに当該優先交渉権者に対して決定された旨を通知する

とともに木津川市ホームページに掲載し、公表する。

(5) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募事業者がない場合、又はいずれの応募グループの提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに木津川市ホームページに掲載し、公表する。

7 提案審査書類の取扱

(1) 著作権

提案書等の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、市が木津川市情報公開条例に基づき提案内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募グループの提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募事業者が負うこととする。

8 SPC の設立等

優先交渉権者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として SPC を設立する場合には、市は優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPC と事業契約を締結するものとする。SPC は事業契約の仮契約締結までに設立することを要する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項

1 リスクの方法

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として添付資料2によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等を踏まえ、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定める。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担する。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定める。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準として要求水準書に提示する。

なお、本事業で事業者が提供するサービス水準は、募集要項、募集要項等に関する質問に対する回答、要求水準書、実施方針、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、事業者提案書等、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、事業者が提供するサービス水準が、新規設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を満たすことを、事業者自らが確認するものであり、市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、事業契約書（案）において提示する。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用することができる。

その方法及び内容等については、事業契約書（案）において提示する。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設等の各業務の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、事業契約書（案）において提示する。

第4 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業予定者においては、本事業の確実な履行を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて必要な修復その他の措置を講じる。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

(ア) 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

(イ) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができるものとする。

(ウ) 上記のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

(ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

(イ) 上記の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

(ア) 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

(イ) 一定の期間内の協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行

うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

3 融資機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に本事業に係る資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとする。

2 財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定しておらず、財政上及び金融上の提案については、応募事業者が自らのリスクで実行することとする。

市は、国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金申請に係る手続等に対して必要な協力を行うこととする。

第7 その他

1 言語等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 応募に伴う費用負担

応募に要する費用については、すべて応募事業者の負担とする。

3 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答については、公平を期すため、木津川市ホームページに掲載し、公表する。

担 当：木津川市教育部学校教育課 島川・福井

住 所：〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9

電 話：0774-75-1231（直通）

F A X：0774-73-2566

E-mail：gakko@city.kizugawa.lg.jp

U R L：<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm>

本事業の対象校一覧

通し No	学校名	所在地
1	木津幼稚園	木津川市木津田中前 3 0
2	相楽幼稚園	木津川市相楽清水 1
3	高の原幼稚園	木津川市兜台 4 丁目 4 番地 2
4	木津小学校	木津川市木津町内垣外 9 5
5	相楽小学校	木津川市相楽清水 1
6	高の原小学校	木津川市兜台 4 丁目 4 番地 1
7	木津川台小学校	木津川市木津川台 2 丁目 4 番地
8	相楽台小学校	木津川市相楽台 5 丁目 1 7 番地 1
9	梅美台小学校 ◎	木津川市梅美台四丁目 2 6 番地
10	州見台小学校	木津川市州見台一丁目 3 2 番地
11	城山台小学校	木津川市城山台六丁目 1 番地 1
12	加茂小学校	木津川市加茂町里西上田 1 1 - 1
13	恭仁小学校	木津川市加茂町例幣中切 3 1 ・ 3 2
14	南加茂台小学校	木津川市南加茂台 1 2 丁目 1 1 番地
15	上狛小学校	木津川市山城町上狛学校 1
16	棚倉小学校	木津川市山城町綺田局塚 1 4
17	木津中学校	木津川市相楽高下 4 番地 8
18	木津第二中学校	木津川市兜台 6 丁目 1 番地
19	木津南中学校	木津川市州見台四丁目 2 6 番地
20	泉川中学校	木津川市加茂町大野烏田 7 5
21	山城中学校 ◎	木津川市山城町椿井柳田 3 3

注：◎印は、詳細提案校の候補を示す。詳細提案校とは、事業者選定段階において、新規設備の設置場所や配線・配管方法、安全確保のための動線確保等の考え方を確認するため、詳細な提案を求める学校である。詳細提案校に対する提案内容は、同様の考え方に基づいて全対象校への空調設備整備が実施されるものとして評価を行う予定である。

リスク分担表 (案)

[リスク分担 (案) 凡例: ○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■共通事項

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
募集要項リスク		1	募集要項等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制度 関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に直接関係する根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更 リスク	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	法人税に関する変更		○
		6	消費税、法人税以外で、本事業に直接関係する新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等 リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
政策変更 リスク	9	政策変更 (事業の取りやめ、学校統廃合、その他) 等による事業への影響	○ ※2		
社会 リスク	住民対応 リスク	10	空調設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		11	事業者が行う調査、整備に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境リスク	12	事業者が行う業務に起因する環境問題 (騒音、振動、臭気、有害物質の排出など) に関する対応		○
	第三者賠償 リスク	13	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク		15	計画段階で想定していない (想定以上の) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3

経済 リスク	資金調達 リスク	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動 リスク	17	設計・施工段階の物価変動（空調設備の整備費に関するもの）		○
		18	維持管理段階の物価変動（空調設備の維持管理費に関するもの）	△ ※4	○ ※4
	金利変動 リスク	19	基準金利確定前における整備費の割賦金利の変動	○	
		20	基準金利確定後における整備費の割賦金利の変動		○ ※5

■設計・施工段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
測量・調査リスク	21	市が提供する敷地・校舎図面に重大な誤りがあった場合	○		
	22	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○	
	23	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○		
計画 リスク	設計 リスク	24	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更 リスク	25	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事 リスク	施工費増加 リスク	26	事業者の責めに帰すべき事由による施工費の増加		○
		27	市の責めに帰すべき事由による施工費の増加	○	
	工期遅延 リスク	28	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合		○
		29	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○	
	設備損傷 リスク	30	工事により新規設備、点検対象設備及びその他の設備が損傷した場合		○
	施設損傷 リスク	31	工事により施設が損傷した場合		○
工事監理リスク	32	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
要求性能未達リスク	33	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	

技術進歩リスク	34	計画・施工段階における技術進歩に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合	○	
---------	----	---------------------------------------	---	--

■維持管理段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理 リスク	要求水準未達リスク	35	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	36	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		37	設備機器の通常劣化等による性能の低下		○
		38	更新にあたっての配管の再利用に起因する性能の低下		○
	設備瑕疵リスク	39	事業期間中に空調設備の瑕疵が発見された場合		○
		40	事業期間中に本事業の工事によらない点検対象設備の瑕疵が発見された場合	○	
	施設瑕疵リスク	41	事業期間中に整備による瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費増加リスク	42	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	
		43	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
	設備損傷リスク	44	新規設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する設備の損傷		○
		45	市の責めにより新規設備が毀損傷した場合	○ ※6	
		46	事業者の責めに帰すべき事由により新規設備が損傷した場合		○
		47	事業者の責めに帰すべき事由により点検対象設備が損傷した場合		○ ※7
	施設損傷リスク	48	市の責めに帰すべき事由により施設が損傷した場合	○	
		49	事業者の責めに帰すべき事由により施設が損傷した場合		○
運営 リスク	エネルギーコスト変動リスク	50	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		51	空調設備の使用時間が変動する場合	○	
	52	空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加		○ ※8	

事業期間終了時の 性能リスク	53	事業期間終了時における要求水準の保持		○
-------------------	----	--------------------	--	---

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が事業者に支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示する。
- ※4 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合には、調整を行う。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。
- ※5 基準金利がマイナスとなり、事業者が得られるスプレッド金利と合わせた適用金利がマイナスとなった場合は、適用金利をゼロとみなす。
- ※6 「市の責めに帰すべき事由により新規設備が毀損傷した場合」には、市の職員、園児・児童・生徒、教職員、園児・児童・生徒の保護者等、学校等の通常利用者によるものも含む。
- ※7 「事業者の責め」であることの立証責任は市にあることとする。
- ※8 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による要求水準の未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途ペナルティーが課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。

参考図書の貸与について

実施方針 第 2.3 (1) に基づく参考図書の貸与に関する要項は次のとおりである。

1 貸与する参考図書

本事業の対象校に関する情報提供等のため、以下の参考図書を次のとおり希望者に貸与する。

- 貸与する参考図書
 - a 学校施設台帳（全対象校分）
 - b 対象教室図示図面（全対象校分）
 - c 既設空調機器リスト（全対象校分）
 - d 単線結線図（全対象校分）
 - e エネルギー設備現況一覧（ガス利用状況、受変電容量、契約電力 等）
 - f 過去のエネルギー消費量一覧（平成 28 年度実績値）

2 申込手続

(1) 申込期間

平成 29 年 11 月 1 日（水） から 平成 29 年 11 月 6 日（月） 17 時まで

(2) 申込方法

参考図書の貸与を希望する企業は、様式 3「参考図書の貸与申込書」を木津川市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて申込すること。なお、メール件名には「参考図書貸与に関する申込（会社名）」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

参加申込書のファイル形式は Microsoft Excel®とする。

申込は第 7. 3 に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」に行うこと。

3 貸与及び返却

(1) 貸出期間

平成 29 年 11 月 6 日（月） から 平成 29 年 11 月 10 日（金）

貸出時間：9 時～17 時（12 時～13 時を除く）

(2) 貸出方法

第 7. 3 に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」の窓口を訪問し、様式 3「参考図書の

貸与申込書」に、押印の上、参考図書の受領時に提出すること。

市は、当該押印済申込書と引換えに参考図書の貸与を行う。なお、訪問にあたっては事前に市に訪問予定時刻について連絡し調整した上で、約束した時刻に訪問すること。

(3) 返却日

貸与された参考図書は平成 29 年 11 月 13 日（月）17 時までに、第 7. 3 に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」の窓口に戻却すること。

現地見学会の実施要領及び留意事項

実施方針 第 2. 3 (2) に基づく現地見学会の実施要領及び留意事項は次のとおりである。

1 現地見学対象校

本事業の対象となる木津川市立幼稚園 3 園、小学校 13 校、中学校 5 校 合計 21 校・園

2 現地見学会の実施概要

(1) 実施期間

平成 29 年 11 月 11 日 (土) から 平成 29 年 11 月 17 日 (金)

(2) 各対象校における見学日・時間帯

対象校ごとの見学会実施日・実施時間帯は以下を予定している。

月日 (曜)	時間	学校 (園) 名
11 月 11 日 (土)	9 : 00 ~ 10 : 30	木津中学校
	10 : 30 ~ 12 : 00	木津第二中学校
	13 : 00 ~ 15 : 00	相楽台小学校
	15 : 00 ~ 17 : 00	木津川台小学校
11 月 12 日 (日)	9 : 00 ~ 11 : 00	梅美台小学校
	11 : 00 ~ 12 : 30	木津南中学校
	13 : 30 ~ 15 : 00	州見台小学校
	15 : 00 ~ 17 : 00	城山台小学校
11 月 13 日 (月)	12 : 00 ~ 14 : 00	泉川中学校
	14 : 00 ~ 15 : 00	相楽幼稚園
	15 : 00 ~ 17 : 00	相楽小学校
11 月 14 日 (火)	14 : 00 ~ 15 : 00	高の原幼稚園
	15 : 00 ~ 17 : 00	高の原小学校
11 月 15 日 (水)	13 : 00 ~ 14 : 00	木津幼稚園
	14 : 00 ~ 15 : 30	木津小学校
	15 : 30 ~ 17 : 00	山城中学校
11 月 16 日 (木)	12 : 00 ~ 13 : 00	恭仁小学校
	13 : 00 ~ 15 : 00	加茂小学校
	15 : 00 ~ 17 : 00	南加茂台小学校
11 月 17 日 (金)	13 : 30 ~ 15 : 00	棚倉小学校
	15 : 00 ~ 17 : 00	上狛小学校

(3) 見学方法

- a 見学会の当日は、指定された対象校に指定時刻に集合し、見学を開始する。
- b 各対象校間の移動手段は各参加者において手配すること。
- c 指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。
- d 各対象校の整備対象室を図示した図面ファイルを貸与する。詳細は添付資料3「参考図書の貸与について」を参照のこと。
- e 各学校で1つの時間帯に受け入れることができる参加者は、原則1社あたり3名までとする。

(4) 見学対象箇所

空調設備を設置する対象教室内、校舎周り、敷地周り、職員室（集中リモコン設置予定箇所）、分電盤、受変電設備、ガス供給の状況等を見学対象とする。

3 参加申込方法

(1) 参加申込方法

現地見学会への参加を希望する企業は、様式1「現地見学会参加申込書」を木津川市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、平成29年11月9日（木）17時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込すること。なお、メール件名には「現地見学会に関する申込（会社名）」と明記し、送信後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

申込は第7.3に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」を行うこと。

(2) 申込書の記入方法

様式1「現地見学会参加申込書」には、申込企業（又はグループ）の担当者1名の連絡先等を記入し、希望する選択肢に丸印をつけ、見学予定人数を記入すること。

4 現地見学当日の留意事項

- a 指定日時を厳守の上、現地に集合すること。
- b 乗用車で来校する場合、指定された場所に駐車すること。
- c 同一企業から複数名参加する場合は、可能な限り同乗して移動すること。
- d 集合場所は、学校から特段の指示のない場合は校舎玄関とする。
- e 学校敷地内は全面禁煙である。その他、学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- f 見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示すること。
- g 見学時に必要となるものは各自用意すること（資料、上履き等）。
- h 見学にあたっては、必ず職員の指示に従うこと。

- i 本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とするが、児童個人が特定されるような撮影は控えること。また、撮影した写真等は本事業以外には利用しないこと。
- j 現地見学における学校職員の説明は、学校内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。
- k 現地見学時には、本事業の全般や各校の整備条件等に関する質問には答えられない。別途、様式2「実施方針等に関する意見・質問書」に記入し、実施方針等に関する質問及び意見の受付期間に提出すること。
- l 見学終了時は、職員にその旨を申告すること。